

第63期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「会社の体制及び方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

日本パワーファスニング株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行を監査・監督するため、独立性の高い社外取締役を監査等委員として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。

ロ. コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及びJ P Fグループ社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。

ハ. 法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。

ニ. 内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会にも報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役は当該情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。

ロ. リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会及び製販会議を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレビューを行い、改善策を策定する。

ロ. 職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により権限と責任の明確化を徹底する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
 - ロ. 当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. J P Fグループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
 - ロ. 当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を当社の取締役会、監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務部門が監査等委員会の事務的補助を行う。
 - ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要するなど取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
 - ハ. 上記ロ. の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 監査等委員は取締役会のほか、製販会議等その他の重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料について常時閲覧することができる。

- ロ．取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
 - イ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
 - ウ．役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - エ．その他、監査等委員会から特に報告を求められた事項。
- ⑬ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - イ．当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ロ．当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- ⑭ 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ．当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - ロ．当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿、及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
- ⑮ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ．当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑯ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ．監査等委員は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
 - ロ．監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行う。

- ハ. 監査等委員会は、グループ監査会を開催することができる。
- ニ. 監査等委員会は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。
- ホ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と意見交換を行う。

⑮ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ. 暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。
- ロ. 新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。
- ハ. 反社会的勢力からの不法・不当な要求に対して断固として拒絶する。
- ニ. 「コンプライアンスマニュアル」及び「JPFグループ社員行動規範」において周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組みの状況

当社は経験豊富な弁護士並びに公認会計士を社外取締役（監査等委員）として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置し、取締役及び使用人の職務の執行を監査する体制としております。また、「コンプライアンスマニュアル」や「JPFグループ社員行動規範」等の規程・規則を社内文書管理データベースへ掲示し、適宜参照できる体制を整備するとともに、リスク管理月間におけるチェックを通じて、周知を図っております。なお、社内及び外部に内部通報窓口を設置しており、当該通報を行ったことにより通報者が不利益な扱いを受けることがないように不利益扱いの禁止を含む内部通報規程を定め周知しております。

② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

リスク管理規程等社内規程を定めるとともに、リスク管理委員会を開催し、組織横断的にリスク状況を把握するとともに、リスクコントロールに努めております。また、毎年リスク管理月間を定め、管理状況の点検や周知を図っております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組みの状況

取締役会（15回開催）や製販会議（12回開催）において、業績や事業計画の進捗状況をチェックするとともに、職務分掌規程や職務権限規程、稟議規程等により権限と責任を明確化することで、取締役の職務執行の適正性・効率性を確保しております。

- ④ 当社グループにおける業務の適正性確保に関する取組みの状況
当社子会社の事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を定め、その執行状況をモニタリングしております。また、当社の役職者が子会社の役員を兼務し、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会・監査等委員会に報告するなど、現状把握に努めております。
- ⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取組みの状況
監査等委員会による監査を実効的なものとするため、常勤の監査等委員が製販会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と緊密に連携を図っております。また、監査等委員会は代表取締役をはじめ業務執行を行う取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、取締役の業務執行状況や会計監査の状況等の把握に努めております。
- ⑥ 反社会的勢力の排除に関する取組みの状況
反社会的勢力対応の組織的対処のための不当要求防止を統括する部署を総務担当部門とし、平素より所轄の警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との協力体制を構築しております。また、当社制定の取引基本契約書において、反社会的勢力排除条項を設ける等の対策をしております。なお、不当要求があった場合は、総務担当部門を中心に外部専門機関と連携して速やかに排除する体制を整備しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めてまいります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることのできる旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年1月1日期首残高	100,000	2,711,234	649,205	△1,245,822	2,214,617
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△71,387	—	△71,387
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△30,189	—	△30,189
自己株式の取得	—	—	—	△14	△14
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△101,577	△14	△101,592
2025年12月31日期末残高	100,000	2,711,234	547,627	△1,245,836	2,113,024

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年1月1日期首残高	72,922	△3,663	69,259	19,876	2,303,753
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△71,387
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	—	△30,189
自己株式の取得	—	—	—	—	△14
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	118,594	—	118,594	△3,674	114,919
連結会計年度中の変動額合計	118,594	—	118,594	△3,674	13,327
2025年12月31日期末残高	191,517	△3,663	187,853	16,202	2,317,080

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
連結子会社の数……………1社
連結子会社の名称

J. J. ツール株式会社

- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

- ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- a. 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- b. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- a. 商品及び製品……………主として、総平均法による原価法（収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法）

- b. 仕掛品、原材料及び貯蔵品…主として、先入先出法による原価法（収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 2～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいてお
ります。

ハ、リース資産

当社及び連結子会社は、以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

当社は、売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度と前払退職年金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ、ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,584,845千円
(2) 担保に供している資産	
現金及び預金	300,266千円
建物及び構築物	68,701千円
土地	142,730千円
投資有価証券	135,767千円
合計	647,465千円
上記に対する債務	
短期借入金	489,167千円
社債(1年内償還予定を含む)	58,000千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	88,866千円
(3) 連結会計年度末日満期手形等	
連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
当該手形等の金額は、次のとおりです。	
受取手形	10,159千円
電子記録債権	22,232千円

(4) 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当連結会計年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を105,200千円下回っております。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高につきましては、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

(2) 事業再編損

当社の事業再編の一環である生産拠点及び物流・営業拠点の集約等に伴う費用であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式(注)	4,411	0	—	4,411
合計	4,411	0	—	4,411

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(66株)であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	71,387	5	2024年12月31日	2025年3月31日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち基準日が当連結会計年度中のもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	35,693	利益剰余金	2.5	2025年12月31日	2026年3月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑦ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち11.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）をご参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	305,505	305,505	—
資産計	305,505	305,505	—
(2) 社債(※1)	58,000	56,022	△1,977
(3) 長期借入金(※2)	430,438	415,621	△14,816
負債計	488,438	471,643	△16,794
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 社債には、1年内償還予定の金額を含めております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	18,200

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	305,505	—	—	305,505
資産計	305,505	—	—	305,505

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	56,022	—	56,022
長期借入金	—	415,621	—	415,621
負債計	—	471,643	—	471,643

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業は、建築用ファスナー及びツール関連事業であり、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

161円15銭

(2) 1株当たり当期純損失

2円11銭

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2025年1月1日 期 首 残 高	100,000	13,087	2,698,146	2,711,234	11,912	642,662	654,574	△1,245,822	2,219,986
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△71,387	△71,387	-	△71,387
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△19,165	△19,165	-	△19,165
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△14	△14
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△90,553	△90,553	△14	△90,567
2025年12月31日 期 末 残 高	100,000	13,087	2,698,146	2,711,234	11,912	552,109	564,021	△1,245,836	2,129,418

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額 等 合 計	
2025年1月1日 期 首 残 高	72,922	△3,663	69,259	2,289,245
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△71,387
当期純損失(△)	-	-	-	△19,165
自己株式の取得	-	-	-	△14
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	118,594	-	118,594	118,594
事業年度中の変動額合計	118,594	-	118,594	28,026
2025年12月31日 期 末 残 高	191,517	△3,663	187,853	2,317,272

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品及び製品 ……主として、総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 仕掛品、原材料及び貯蔵品 ……主として、先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5～38年

機械及び装置 2～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………通貨スワップ、金利スワップ

b. ヘッジ対象……………外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

当社は、確定拠出年金制度と前払退職年金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

営業外収益の「助成金収入」(前事業年度2,708千円)は、前事業年度において、区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,584,845千円

(2) 担保に供している資産

現金及び預金	300,266千円
建物	68,701千円
土地	142,730千円
投資有価証券	135,767千円
合計	647,465千円

上記に対する債務

短期借入金 489,167千円

社債(1年内償還予定を含む) 58,000千円

長期借入金(1年内返済予定を含む) 88,866千円

(3) 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形 10,159千円

電子記録債権 22,232千円

(4) 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当事業年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を105,200千円下回っております。

5. 損益計算書に関する注記

事業再編損

当社の事業再編の一環である生産拠点及び物流・営業拠点の集約等に伴う費用であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	4,411	0	—	4,411

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加(66株)であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	115,775千円
投資有価証券評価損	56,782千円
棚卸資産評価損	50,206千円
減損損失	32,904千円
減価償却費	16,737千円
会員権評価損	10,903千円
長期未払金	3,800千円
貸倒引当金	1,761千円
資産除去債務費用	1,711千円
その他	2,209千円
繰延税金資産 小計	292,793千円
評価性引当額	△292,793千円
繰延税金資産 合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△28,955千円
繰延税金負債 合計	△28,955千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.4%から、2027年1月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.2%となります。この税率変更により、当事業年度のその他有価証券評価差額金は658千円減少し、繰延税金負債は同額増加しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

内容につきましては、「【連結注記表】 8. 収益認識に関する注記」をご参照ください。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	162円30銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円34銭